

令和2年1月9日
名寄市監査委員決定

令和元年度財務監査（随時監査）実施計画

1 監査の趣旨

昨年発覚した、公の施設である名寄ピヤシリスキー場及びピヤシリ観光レクリエーション地区等の施設を管理する株式会社名寄振興公社の前支配人による指定管理料の第三者への債権譲渡及び株式会社名寄振興公社の累積赤字に伴う再精査による決算の修正その他これら一連の事案は、市民及び行政に大きな影響を与えた。

当該公の施設の管理運営に導入されている指定管理者制度及びその他の助成制度の趣旨は、利用者の安心した施設利用の促進とサービス向上が目的である。

従って、当該施設に対する指定管理者制度の導入と施設の運営には、適正な事務の執行が求められることは言うまでもない。

これらの状況を踏まえて、当該施設の管理運営状況について把握し、住民福祉の向上及び適正な公の施設の管理運営の観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づく財務監査（随時監査）を実施する。

2 監査の実施方針

令和元年度監査計画を踏まえ、指定管理者制度等の事務が適正かつ効率的に行われているかについて、次に掲げる事項を主眼とし監査を実施する。

なお、当該監査は行政監査における着眼点および手法を採用して実施する。

- (1) 予算の執行、収入、支出及び契約（指定管理にかかる協定又は委託契約）の事務は、適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正かつ明確に行われているか。
- (3) 事務処理が法令等に基づき適正かつ明確に行われているか。
- (4) 指定管理者制度に関する情報公開は十分か。
- (5) リスクに対する対策はとられているか。

3 監査の対象

株式会社名寄振興公社が指定管理者として受託している市有施設等の指定管理委託料及び市有施設管理委託料及び補助金等の予算執行等について

- (1) 経済部産業振興室産業振興課
 - ア 名寄ピヤシリスキー場指定管理委託料
 - イ ピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託料
 - ウ ふうれん望湖台自然公園管理業務委託料
 - エ 名寄日進地区利用促進事業補助金
- (2) 経済部耕地林務課
 - ア なよろ健康の森指定管理委託料

(3) 建設水道部都市整備課

ア 名寄公園パークゴルフ場指定管理委託料

(4) 教育部体育施設管理課

ア 体育センターピヤシリ・フォレスト指定管理委託料

イ 名寄市ピヤシリシャンツェ指定管理委託料

(5) 対象とする期間

ア 平成 28 年度 (2016 年度)

イ 平成 29 年度 (2017 年度)

ウ 平成 30 年度 (2018 年度)

エ 令和元年度 (2019 年度) の一部

4 監査の着眼点

都市監査基準別項第 5 財政援助団体等監査の着眼点「4 公の施設の指定管理者監査」等によるところとする。(別紙)

5 監査の方法

名寄市監査基準第 23 条、第 24 条及び第 25 条の定めるところによる。

6 監査の講評

名寄市監査基準第 26 条の定めるところによる。監査結果の報告等の決定の前に、対象部長に対する講評を経て、弁明、見解等を期限を定めて聴取する。

7 監査結果に関する報告、公表及び措置状況報告の公表

名寄市監査基準第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条の定めるところによる。

8 監査の日程

令和 2 年 1 月 20 日から令和 2 年 5 月中旬まで

以 上

監査の着眼点

公の施設の指定管理監査

1 所管部局関係

着眼点		適否
ア	公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。	
	(ア) 指定管理者の指定手続き、指定管理者が行う管理の基準業務の範囲、その他必要な事項は条例に規定されているか。	
	(イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。	
イ	指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。	
	(ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について議会の議決を経ているか。	
	(イ) 指定にあたって学識経験者等の意見等を聴いているか。(条例で義務付けられている場合)	
	(ウ) その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。	
ウ	管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。	
エ	協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。	
	(ア) 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。	
	(イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。	
	(ウ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。	
	(エ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。	
オ	管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。	
カ	事業報告書の点検は適切になされているか。	
キ	指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、支持を行っているか。	
ク	指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い利用の奨励に努めているか。	

2 指定管理者関係

着眼点	適否
ア 施設は関係法令・条例等の定めるところにより適切に管理されているか。	
イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	
(ア) 市長との協議、通知、各種報告は協定等のおりなされているか。協議、承認なく処理しているものはないか。	
(イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。	
(ロ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等のおりなされているか。	
(ハ) 事業報告書の提出は、期限内になされているか。	
(ニ) 事業報告書は、適正に作成されているか。(管理業務の実施状況、利用状況、料金の収入実績、管理経費の収支状況)	
(ホ) 経費節減は図られているか。	
(ヘ) 住民の平等利用は確保されているか。	
ウ 利用料金の収納は適正に行われているか。	
エ 利用料金は管理経費に充当され適正に運用されているか。	
オ 利用促進のための努力がなされているか。	
カ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。(区分経理、区分口座)	
キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。領収書類の整備、保存は適切になされているか。	
ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。	
ケ 指定管理者が財政援助団体又は出資団体である場合は、「第5 財政援助団体等監査の着眼点」の「1 財政援助団体監査(2)」「2 出資団体監査(2)」を準用する。	

管理業務委託関係の監査

1 所管部局関係

着眼点	適否
ア 委託業者の選定基準、選定方法は適正か。	
イ 委託業務に係る入札契約事務の執行体制は合理的に確立され、その機能は十分果たしているか。	
ウ 受託団体が受託業務を契約内容に反して他の団体へ再委託しているものはないか。	
エ 名寄市公金収納事務委託契約を締結しているか。	
オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。	
カ 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。	
ク 委託内容の履行確認は適正に行われているか。又、履行期限は守られているか。	
ケ 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。	

2 受託事業者関係

着眼点	適否
ア 名寄市公金収納事務委託契約を締結しているか。	
イ 公金収納事務委託証を見やすい場所に掲示しているか。	
ウ 領収書の取り扱いは適正に行われているか。	
エ 現金出納簿は遅滞なく正確に記録されているか。	
オ 日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。	
カ 収納金は適正に保管されているか。又、私金と混同してはいないか。	
キ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。	
ク つり銭資金の設定、取り扱いと保管は適正に行われているか。	
ケ 委託契約書に基づく業務の履行は適切に行われているか。	
コ 施設等は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。	

補助金交付事業関係

1 所管部局関係

着眼点	適否
ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。	
イ 補助金の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。	
ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。	
エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。	
オ 補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。	
カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。	
キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。	

2 団体関係

着眼点	適否
ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。	
イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。	
ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。	
エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。	
オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。	
カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。	
キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	
ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。	

事前調査

1 関係法令、条例等の確認

法令・通知等	地方自治法
	地方自治法施行令
	地方自治法施行規則
	総務省自治行政局長通知（平成 15 年総行行 87 号）「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」
	総務省自治行政局長通知（平成 22 年総行経 38 号）「指定管理者制度の運用について」
条例・規則等	名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例
	名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則
	名寄市補助金等交付規則
	名寄日進地区利用促進事業補助金の交付に関する要綱等
協定書・契約書等	①なよろ健康の森の管理に関する基本協定書（2018. 4. 1～2022. 3. 31）、なよろ健康の森の管理に関する年度協定書（2019. 4. 1～2020. 3. 31）
	②名寄ピヤシリスキー場指定管理者基本協定書（2016. 4. 1～2021. 3. 31）、名寄ピヤシリスキー場指定管理者年度協定書（2019. 4. 1～2020. 3. 31）
	③名寄公園パークゴルフ場の指定管理に関する基本協定書（2018. 4. 1～2022. 3. 31）、名寄公園パークゴルフ場の指定管理に関する年度協定書（2019. 4. 1～2020. 3. 31）
	④体育センターピヤシリ・フォレスト及び名寄市ピヤシリシャンツエ指定管理者基本協定書（2018. 4. 1～2021. 3. 31）、体育センターピヤシリ・フォレスト及び名寄市ピヤシリシャンツエ指定管理者年度協定書（2019. 4. 1～2020. 3. 31）
	⑤ピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託契約書（2019. 4. 1～2020. 3. 31）
	⑥ふうれん望湖台自然公園管理業務委託契約書（2019. 4. 1～2020. 3. 31）

2 監査対象に係る資料等の収集及び提出要求

対 象	資 料	目 的	要求先
株式会社 名寄振興 公社	登記簿謄本	役員等の確認	法務局
	定款	企業組織等の確認	産業振興課
	経理規程	経理方法等の確認	同上
	事業計画書及び事業報告書	財務諸表等の確認	同上
市関係部 局	指定管理に関する基本協定書及び年度協定書(株式会社名寄振興公社)及びこれに関連する書類(管理業務計画書、収支計画書、要求水準、仕様書等)		各担当課
	管理業務委託契約書(株式会社名寄振興公社)及びこれに関連する書類(仕様書、業務計画書、収支計画書、実績報告書、精算書等)		同上
	「公の施設」の指定管理者制度導入調書(予算・決算)	支出内容の確認	総務課
	指定管理料及び業務委託料の予算執行に係る決裁書、支出負担行為決議書、支出命令書等会計処理に係る帳票		各担当課及び財務会計システムにより確認
	指定管理料及び利用料等の収入に係る関係帳票	収入内容の確認 (減免含む)	各担当課
	名寄日進地区利用促進事業補助金の交付に関する要綱等	補助金に関する条件等の確認	産業振興課
	名寄日進地区利用促進事業補助金に関連する書類(交付申請書(事業計画書、予算書等)、決定通知書、実績報告書(決算書、出納関係帳票、領収書等証拠書類、事業の効果等)、請求書、その他関連する起案文書等)	補助金交付内容の確認	同上

令和元年度

監 査 報 告 書

財務監査（随時監査）

名 寄 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査対象の選定理由	1
3	監査の対象範囲及び対象期間	1
4	監査の期間	2
5	監査の方法	2
6	監査の実施方針及び着眼点	2
7	実施状況	4
8	株式会社名寄振興公社に関する指定管理者等の状況	5
9	監査の結果	12
	むすび	18

名 監 査 第 7 号
令和2年6月8日

名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様
名 寄 市 議 会 議 長 東 千 春 様
名 寄 市 教 育 委 員 会 教 育 長 小 野 浩 一 様

名 寄 市 監 査 委 員 鹿 野 裕 二
名 寄 市 監 査 委 員 黒 井 徹

令和元年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、令和元年度監査の結果に関する報告書を提出します。

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく財務監査（随時監査）

2 監査対象の選定理由

名寄市の公の施設である「名寄ピヤシリスキー場」、「なよろ健康の森」をはじめとする 5 施設の指定管理者である株式会社名寄振興公社において令和元年 5 月に発覚した指定管理料の第三者への債権譲渡及び同公社の累積赤字に伴う再精査による決算の修正などの一連の事案は、行政はもとより市民に大きな影響を及ぼし、未だに市民の不安は解消に至らず同公社及び行政への信頼は取り戻せてはいない。

株式会社名寄振興公社が管理運営等を受託していた当該公の施設の管理運営に導入されている指定管理者制度及び管理業務委託、その他の助成制度の趣旨は、市民が安全で安心して利用できる施設利用の促進とサービス向上及び適切な管理運営が目的である。したがって、当該施設に対する指定管理者制度の導入と施設の管理運営には、適正かつ適切な事務の執行が求められていることはいふまでもない。

これらの状況を踏まえて、当該施設の管理運営の状況について把握するとともに住民福祉の向上及び適正で適切な公の施設の管理運営の観点から監査対象として選定し、令和元年度年間監査計画において随時監査として計画した。

なお、本監査に先立ち実施した令和元年度定期監査において「指定管理者の指定手続きに関する事務」について監査を行い、指定管理者の選定・協定締結・施設の管理運営・市長の調査等の権限に関する事項などについて運用方針（ガイドライン）を定めることの必要性や管理運営に必要な経費について適切な根拠に基づき積算すべきことなどを意見として提出していることを申し添える。

3 監査の対象範囲及び対象期間

株式会社名寄振興公社が指定管理者として受託している公の施設の指定管理委託料、市有施設管理業務委託料及び補助事業に係る事務、管理、予算執行等について監査の対象とした。監査の対象とした所管部局、事務事業等は次のとおりである。

- (1) 経済部産業振興室産業振興課
 - ア 名寄ピヤシリスキー場指定管理委託料
 - イ ピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託料
 - ウ ふうれん望湖台自然公園管理業務委託料
 - エ 名寄日進地区利用促進事業補助金
- (2) 経済部耕地林務課
 - ア なよろ健康の森指定管理委託料
- (3) 建設水道部都市整備課
 - ア 名寄公園パークゴルフ場指定管理委託料
- (4) 教育部体育施設管理課
 - ア 体育センターピヤシリ・フォレスト指定管理委託料
 - イ 名寄市ピヤシリシャンツェ指定管理委託料
- (5) 対象とする期間
 - ア 平成 28 年度（2016 年度）
 - イ 平成 29 年度（2017 年度）
 - ウ 平成 30 年度（2018 年度）
 - エ 令和元年度（2019 年度）の一部

4 監査の期間

令和2年1月20日から令和2年5月22日まで

5 監査の方法

名寄市監査基準（令和元年7月30日監査委員訓令第1号）第23条、第24条及び第25条の定めるところによる。

6 監査の実施方針及び着眼点

地方自治法第2条第14項の規定の趣旨を主眼に、令和元年度財務監査（随時監査）実施計画（令和2年1月9日名寄市監査委員決定）に基づく事項を着眼点として監査を実施した。

なお、本監査は令和元年度財務監査（随時監査）実施計画に記載のとおり行政監査の着眼点を含むものである。

（1）実施方針

- ① 予算の執行、収入、支出及び協定又は契約（指定管理に係る協定又は管理業務に係る委託契約）の事務は、適正かつ適切に行われているか。
- ② 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正かつ明晰に行われているか。
- ③ 事務処理が法令等に基づき適正かつ適切に行われているか。
- ④ 指定管理者制度に関する情報公開は十分か。
- ⑤ リスクに対する対策はとられているか。

（2）着眼点

●公の施設の指定管理に係る監査

① 所管部局関係

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- (ア) 指定管理者の指定手続き、指定管理者が行う管理の基準業務の範囲、その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - (イ) 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について議会の議決を経ているか。
 - (イ) 指定にあたって学識経験者等の意見等を聴いているか。（条例で義務付けられている場合）
 - (ウ) その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ア) 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - (イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - (ウ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - (エ) 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、支持を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い利用の奨励に努めているか。

② 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令・条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ア) 市長との協議、通知、各種報告は協定等のとおりなされているか。協議、承認なく処理しているものはないか。
 - (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等のとおりなされているか。

- (エ) 事業報告書の提出は、期限内になされているか。
- (オ) 事業報告書は、適正に作成されているか。(管理業務の実施状況、利用状況、料金の収入実績、管理経費の収支状況)
- (カ) 経費節減は図られているか。
- (キ) 住民の平等利用は確保されているか。
- ウ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- エ 利用料金は管理経費に充当され適正に運用されているか。
- オ 利用促進のための努力がなされているか。
- カ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。(区分経理、区分口座)
- キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- ケ 指定管理者が財政援助団体又は出資団体である場合は、「第5 財政援助団体等監査の着眼点」の「1 財政援助団体監査(2)」「2 出資団体監査(2)」を準用する。

●管理業務委託に係る監査

①所管部局関係

- ア 委託業者の選定基準、選定方法は適正か。
- イ 委託業務に係る入札契約事務の執行体制は合理的に確立され、その機能は十分果たしているか。
- ウ 受託団体が受託業務を契約内容に反して他の団体へ再委託しているものはないか。
- エ 名寄市公金収納事務委託契約を締結しているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- カ 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- キ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。又、履行期限は守られているか。
- ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

②受託事業者関係

- ア 名寄市公金収納事務委託契約を締結しているか。
- イ 公金収納事務委託証を見やすい場所に掲示しているか。
- ウ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- エ 現金出納簿は遅滞なく正確に記録されているか。
- オ 日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- カ 収納金は適正に保管されているか。又、私金と混同してはいないか。
- キ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- ク つり銭資金の設定、取扱いと保管は適正に行われているか。
- ケ 委託契約書に基づく業務の履行は適切に行われているか。
- コ 施設等は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。

●補助金交付事業関係

①所管部局関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

②補助事業者関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

7 実施状況

(1) 実施経過

本監査の実施において各関係部課に対し、次の表のとおり通知し、関係する資料等の提出を求め、担当者に対して面接による聞き取り等を実施した。

監査対象部課	監査実施 通知日	監査対象書類	面接実施日
		提出期限 (提出日)	
経済部産業振興室産業振興課	1月16日	1月24日 (1月24日)	5月22日
経済部耕地林務課	1月16日	1月24日 (1月27日)	
建設水道部都市整備課	3月13日	3月19日 (3月19日)	
教育部体育施設管理課	1月16日	1月24日 (1月24日)	
※総務部総務課に対して「3 監査の対象範囲及び対象期間」で示した事務事業について指定管理者の指定に係る資料等の提出を求めた。			

(2) 提出を求めた資料の主な内容

本監査を実施するうえで対象となった部課に提出を求めた資料等の主な内容は、次のとおりである。

- 指定管理者の選定・指定などの事務に係る関係書類
- 基本協定書、年度協定書の締結などの事務に係る関係書類
- 基本協定書、年度協定書に基づき施設の指定管理業務に係る関係書類
- 指定管理料の支出（支払）事務に係る関係書類
- 施設等の管理業務委託契約事務に係る関係書類
- 施設等の管理業務委託料支出（支払）事務に係る関係書類
- 補助事業に係る補助金の交付申請・交付決定・実績報告等の事務に係る関係書類
- 補助金の支出（交付）事務に係る関係書類

(3) 根拠となる法令・例規等

本監査に関する根拠法令・例規等の主なものは、次のとおりである。

- 地方自治法第244条
- 地方自治法第244条の2
- 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第74号)
- 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成18年規則第53号)
- なよろ健康の森条例(平成18年条例第150号)
- なよろ健康の森条例施行規則(平成18年規則第133号)

- 名寄市ピヤシリスキー場条例（平成 18 年条例第 180 号）
- 名寄市ピヤシリスキー場条例施行規則（平成 18 年規則第 164 号）
- 体育センターピヤシリ・フォレスト条例（平成 18 年条例第 182 号）
- 体育センターピヤシリ・フォレスト条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 59 号）
- 名寄市ピヤシリシャンツェ条例（平成 18 年条例第 181 号）
- 名寄市ピヤシリシャンツェ条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則第 60 号）
- 名寄市都市公園条例（平成 18 年条例第 187 号）
- 名寄市都市公園条例施行規則（平成 18 年規則第 169 号）
- 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例（平成 18 年条例第 183 号）
- 名寄市ふうれん望湖台自然公園条例施行規則（平成 18 年規則第 167 号）
- 名寄市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 54 号）
- その他各施設の管理運営事業に係る関係法令等

8 株式会社名寄振興公社に関する指定管理者等の状況

(1) 株式会社名寄振興公社の概要等

株式会社名寄振興公社は 1973 年（昭和 48 年）に第三セクターとして設立され、名寄ピヤシリスキー場の初期整備を担い、その後、関連する施設を含めスキー場等の管理運営を名寄市から受託してきた。平成 7 年の商法等の改正に伴い、発行可能株式を 2,000 株に増資し資本金を 1,850 万円とした。現在、名寄市の出資額は 950 万円で 950 株を保有している。同公社は、監査対象とした期間において、北海道から 1 施設の指定管理者の指定を受け、名寄市からは 5 施設の指定管理者の指定を受け、1 施設 1 業務の管理業務の受託し、平成 29 年度から 1 事業の補助事業を実施している。

株式会社名寄振興公社の企業概要（令和 2 年 3 月 31 日現在）	
法人所在地	北海道名寄市字日進
法人名称	株式会社名寄振興公社
代表取締役氏名（就任年月日）	橋本 正道（令和 1 年 10 月 28 日就任）
設立創業	1973 年（昭和 48 年）2 月
発行株式数	1,850 株
資本金額	18,500,000 円
従業員数	82 人
主な営業内容	交通運輸業（索道業）、旅館業、飲食店業

(2) 株式会社名寄振興公社の指定管理者指定状況及び施設等の管理業務の受託状況

株式会社名寄振興公社が指定を受けている公の施設の指定管理者指定状況、施設等の管理業務の受託状況は、次の表のとおりである。

令和 2 年 3 月 31 日現在

No.	指定管理施設名	指定期間	担当部課	指定管理料 （令和元年度年度 協定による金額）
1	名寄ピヤシリスキー場	H28 年 4 月 1 日～R3 年 3 月 31 日	経済部 産業振興室 産業振興課	48,670,000 円
2	なよろ健康の森	H30 年 4 月 1 日～R4 年 3 月 31 日	経済部 耕地林務課	45,821,000 円

3	名寄公園パークゴルフ場	H30年4月1日～R4年3月31日	建設水道部 都市整備課	3,511,000円
4	体育センターピヤシリ・フォレスト	H30年4月1日～R4年3月31日	教育部 体育施設管理課	29,340,000円
5	名寄市ピヤシリシャンツェ	H30年4月1日～R4年3月31日		
小計				127,342,000円
No.	管理業務委託施設名	契約期間	担当部課	委託料 (令和元年度委託 契約による金額)
1	ふうれん望湖台自然公園	単年度	經濟部 産業振興室 産業振興課	5,052,450円
2	ピヤシリ観光レクリエーション地区	単年度	經濟部 産業振興室 産業振興課	1,295,200円
小計				6,347,650円
合計				133,689,650円

(3) 指定管理料及び管理業務委託料の支出状況

名寄市が株式会社名寄振興公社に対し監査の対象とした期間に支出した指定管理料、業務委託料の状況は、次の表のとおりである。

①平成28年度

【表1】

②平成29年度

【表2】

③平成30年度

【表3】

④令和元年度

【表4】

(4) 補助事業の状況

名寄市が株式会社名寄振興公社に対し監査の対象とした期間に支出した補助金の状況は、次の表のとおりである。

①名寄日進地区利用促進事業補助金に係る執行状況

【表5】

【表1】

株式会社名寄振興公社の指定管理料及び業務委託料に係る執行状況

施設名		区分	平成28年度				
			金額（円）	支出日	支出命令日		
指定管理施設	1 名寄ピヤシリスキー場	予算措置額	48,150,000				
		指定管理料	年度協定額	48,150,000			
			支出額	1期	16,050,000	H28.4.8	H28.4.4
				2期	16,050,000	H28.8.5	H28.7.25
				3期	16,050,000	H28.12.2	H28.11.18
				4期	—		
	計	48,150,000					
	2 なよろ健康の森	予算措置額	44,152,000				
		指定管理料	年度協定額	44,152,000			
			支出額	1期	19,152,000	H28.4.22	H28.4.11
				2期	9,000,000	H28.7.1	H28.6.16
				3期	11,000,000	H28.10.14	H28.10.5
				4期	5,000,000	H29.1.20	H29.1.6
	計	44,152,000					
	3 体育センターピヤシリ・フォレスト 名寄市ピヤシリシャンツェ	予算措置額	29,572,000				
		指定管理料	年度協定額	29,572,000			
支出額			1回目	9,524,000	H28.4.22	H28.4.15	
			2回目	9,524,000	H28.7.22	H28.7.12	
			3回目	9,524,000	H28.10.24	H28.10.12	
			4回目	—			
計	28,572,000						
4 名寄公園パークゴルフ場	予算措置額	2,998,000					
	指定管理料	年度契約額	2,998,000				
		支出額	1期	1,545,000	H28.4.22	H28.4.13	
			2期	1,425,000	H28.8.12	H28.8.3	
			3期	28,000	H28.12.16	H28.12.6	
			4期	—			
計	2,998,000						
管理業務委託施設	5 ふうれん望湖台自然公園	予算措置額	5,853,000				
		業務委託料	契約額	5,853,000			
			支出額	1回目	1,951,000	H28.5.31	H28.5.27
				2回目	1,951,000	H28.8.12	H28.8.3
	3回目	1,951,000	H28.11.30	H28.11.18			
	計	5,853,000					
	6 ピヤシリ観光レクリエーション地区	予算措置額	1,296,000				
		業務委託料	契約額	1,296,000			
支出額			1回目	432,000	H28.6.30	H28.6.24	
			2回目	432,000	H28.9.30	H28.9.15	
3回目	432,000	H28.12.16	H28.12.8				
計	1,296,000						

【表2】

株式会社名寄振興公社の指定管理料及び業務委託料に係る執行状況

施設名		区分		平成29年度			
				金額（円）	支出日	支出命令日	
指定 管理 施設	1 名寄ピヤシリスキー場	予算措置額		48,150,000			
		指定 管理 料	年度協定額		48,150,000		
			支出 額	1期	16,050,000	H29.4.7	H29.4.4
				2期	16,050,000	H29.8.4	H29.7.21
				3期	16,050,000	H29.12.1	H29.11.15
				4期	—		
	計	48,150,000					
	2 なよろ健康の森	予算措置額		44,152,000			
		指定 管理 料	年度協定額		44,152,000		
			支出 額	1期	19,152,000	H29.4.21	H29.4.17
				2期	9,000,000	H29.7.14	H29.7.3
				3期	11,000,000	H29.10.13	H29.10.3
				4期	5,000,000	H30.1.26	H30.1.15
	計	44,152,000					
	3 体育センターピヤシリ・フォレスト 名寄市ピヤシリシャンツェ	予算措置額		28,572,000			
		指定 管理 料	年度協定額		28,572,000		
支出 額			1回目	9,524,000	H29.4.21	H29.4.17	
			2回目	9,524,000	H29.7.14	H29.7.3	
			3回目	9,524,000	H29.10.13	H29.10.3	
			4回目	—			
計	28,572,000						
4 名寄公園パークゴルフ場	予算措置額		2,998,000				
	指定 管理 料	年度契約額		2,998,000			
		支出 額	1期	1,545,000	H29.4.28	H29.4.24	
			2期	1,425,000	H29.8.18	H29.8.14	
			3期	28,000	H29.12.22	H29.12.12	
			4期	—			
計	2,998,000						
管理 業務 委託 施設	5 ふうれん望湖台自然公園	予算措置額		5,000,000			
		業務 委託 料	契約額		5,000,000		
			支出 額	1回目	1,666,668	H29.5.31	H29.5.25
				2回目	1,666,666	H29.8.18	H29.8.8
				3回目	1,666,666	H29.11.17	H29.11.7
	計	5,000,000					
	6 ピヤシリ観光レクリエーション地区	予算措置額		1,296,000			
		業務 委託 料	契約額		1,296,000		
			支出 額	1回目	432,000	H29.6.30	H29.6.24
				2回目	432,000	H29.9.15	H29.9.8
3回目				432,000	H29.12.29	H29.12.21	
計	1,296,000						

【表3】

株式会社名寄振興公社の指定管理料及び業務委託料に係る執行状況

施設名		区分	平成30年度					
			金額（円）	支出日	支出命令日			
指定 管理 施設	1	名寄ピヤシリスキー場	予算措置額	48,150,000				
			指定 管理 料	年度協定額	48,150,000			
				支 出 額	1期	16,050,000	H30.4.6	H30.4.2
					2期	16,050,000	H30.8.3	H30.7.18
					3期	16,050,000	H30.12.7	H30.11.20
					4期	—		
	計	48,150,000						
	2	なよろ健康の森	予算措置額	45,532,000				
			指定 管理 料	年度協定額	45,532,000			
				支 出 額	1期	20,332,000	H30.5.16	H30.5.14
					2期	9,600,000	H30.7.6	H30.6.27
					3期	10,300,000	H30.10.1	H30.9.19
					4期	5,300,000	H31.1.18	H30.1.8
	計	45,532,000						
	3	体育センターピヤシリ・フォレスト 名寄市ピヤシリシャンツェ	予算措置額	29,043,000				
			指定 管理 料	年度協定額	29,043,000			
支 出 額				1回目	9,681,000	H30.4.20	H30.4.16	
				2回目	9,681,000	H30.7.20	H30.7.9	
				3回目	9,681,000	H30.10.12	H30.10.4	
				4回目	—			
計	29,043,000							
4	名寄公園パークゴルフ場	予算措置額	3,534,000					
		指定 管理 料	年度協定額	3,534,000				
			支 出 額	1期	2,000,000	H30.4.27	H30.4.18	
				2期	1,450,000	H30.8.10	H30.7.31	
				3期	84,000	H31.1.18	H31.1.8	
				4期	—			
計	3,534,000							
管理 業務 委託 施設	5	ふうれん望湖台自然公園	予算措置額	5,000,000				
			業 務 委 託 料	契約額	5,000,000			
				支 出 額	1回目	1,666,668	H30.5.21	H30.5.25
					2回目	1,666,666	H30.8.17	H30.8.9
					3回目	1,666,666	H30.11.16	H30.11.5
	計	5,000,000						
	6	ピヤシリ観光レクリエーション地区	予算措置額	1,296,000				
			業 務 委 託 料	契約額	1,296,000			
				支 出 額	1回目	432,000	H30.6.29	H30.6.20
					2回目	432,000	H30.9.28	H30.9.14
3回目					432,000	H30.12.7	H30.11.29	
計	1,296,000							

【表4】

株式会社名寄振興公社の指定管理料及び業務委託料に係る執行状況

平成31年度(令和元年度)

令和2年4月末現在

施設名	区分	通常支払 A			概算支払 B			株式会社名寄振興公社へ支払われた金額(円) A + B	債権者不確知により供託した金額 (供託先：旭川地方法務局名寄支局)						
		金額(円)	支出日	支出命令日	金額(円)	支出日	支出命令日		金額(円)	支出日	支出命令日				
指定管理施設	1 名寄ピヤシリスキー場	指定管理料	予算措置額	48,670,000											
			年度協定額	48,670,000											
			支出額	1期	16,000,000	H31.4.5	H31.4.1			16,000,000					
				2期							16,000,000	R1.8.30	R1.8.21		
				3期							16,670,000	R1.6.14	R1.6.11		
	計	16,000,000						16,670,000	32,670,000	16,000,000					
	2 なよろ健康の森	指定管理料	予算措置額	45,821,000											
			年度協定額	45,821,000											
			支出額	1期	20,331,000	H31.4.19	H31.4.10			20,331,000					
				2期							9,600,000	R1.7.31	R1.7.25		
				3期					69,000	R1.6.14	R1.6.11	69,000	10,421,000	R1.10.31	R1.10.24
	4期						5,400,000	R1.6.14	R1.6.11	5,400,000					
	計	20,331,000				5,469,000			25,800,000	20,021,000					
	3 体育センターピヤシリ・フォレスト 名寄市ピヤシリシャンツェ	指定管理料	予算措置額	29,340,000											
			年度協定額	29,340,000											
			支出額	1回目	9,780,000	H31.4.19	H31.4.11			9,780,000					
2回目										9,780,000	R1.7.31	R1.7.25			
3回目								9,780,000	R1.6.14	R1.6.11	9,780,000				
計	9,780,000					9,780,000			19,560,000	9,780,000					
4 名寄公園パークゴルフ場	指定管理料	予算措置額	3,511,000												
		年度協定額	3,511,000												
		支出額	1期					2,000,000	R1.6.14	R1.6.11	2,000,000				
			2期					1,400,000	R1.6.14	R1.6.11	1,400,000				
			3期					111,000	R1.6.14	R1.6.11	111,000				
計						3,511,000			3,511,000						
管理業務委託施設	5 ふうれん望湖台自然公園	業務委託料	予算措置額	5,053,000											
			契約額	5,052,450											
			支出額	1回目	2,030,400	R1.5.24	R1.5.16			2,030,400					
				2回目					2,030,400	R1.6.14	R1.6.11	2,030,400			
				3回目					973,620	R1.6.14	R1.6.11	973,620			
	3回目追加	18,030		R1.11.1	R1.10.24					18,030					
	計	2,048,430				3,004,020			5,052,450						
	6 ピヤシリ観光レクリエーション地区	業務委託料	予算措置額	1,296,000											
			契約額	1,295,200											
			支出額	1回目	432,000	R1.6.14	R1.6.11			432,000					
2回目								432,000	R1.6.14	R1.6.11	432,000				
3回目								423,360	R1.6.14	R1.6.11	423,360				
3回目追加						7,840	R1.11.1	R1.10.24	7,840						
計	432,000				863,200			1,295,200							

【表5】

名寄日進地区利用促進事業補助金に係る執行状況

年 度	区 分	金額(円)	支出日	支出命令日 (交付日・変更日)	
平成29年度	予算措置額	1,400,000			
	補助金交付決定額(当初)	1,100,000		H29.4.3	
	補助金交付変更決定額	229,000		H30.3.31	
	計	1,329,000			
	補助金交付額	第1期	786,850	H30.1.26	H30.1.18
		第2期	542,150	H30.4.20	H30.4.13
計		1,329,000			
平成30年度	予算措置額	1,500,000			
	補助金交付決定額(当初)	1,500,000		H30.4.1	
	補助金交付変更決定額	▲163,950		H31.3.31	
	計	1,336,050			
	補助金交付額	第1期	818,300	H31.1.25	H31.1.18
		第2期	517,750	H31.4.26	H31.4.17
計		1,336,050			
令和元年度	予算措置額	3,000,000			
	補助金交付決定額(当初)	1,500,000		H31.4.1	
	補助金交付変更決定額 ※	1,500,000		R1.12.20	
	補助金交付変更決定額	▲477,800		R2.3.31	
	計	2,522,200			
	補助金交付額	第1期	1,585,000	R2.1.31	R2.1.21
第2期		937,200	R2.4.24	R2.4.20	
計		2,522,200			

※令和元年度変更決定額欄に記載の金額は変更増額分の金額
 変更決定額=3,000,000円(当初決定額から1,500,000円追加決定)

9 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において軽微な錯誤等が認められ、改善を要する事項について、面接実施時において口頭により対応を求めた。

また、監査の対象とした事務の執行において、監査の結果報告等に係る事務取扱規程（平成18年6月27日監査委員訓令第6号）により措置等が必要な事項は、指摘事項として「改善」、「検討」、「注意」と記載する。（注1）

注1：監査の結果報告等に係る事務取扱規程第2条の規定による監査結果における指摘等の基準

(1) 改善が必要なもの（改善と表記）
ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
イ 予算を目的外に支出しているもの
ウ 不経済な支出又は損害を生じているもの
エ 収入確保や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
オ その他著しく適切を欠くもの
(2) 検討を要するもの（検討と表記）
ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整等を要するもの
イ 制度上の不備等で検討を要するもの
(3) 注意すべきもの（注意と表記）
ア 事務処理の記載の誤り、記載漏れなど軽易な誤りのもの
イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

(1) 公の施設の指定管理に係る監査

①名寄ピヤシリスキー場

ア 把握した事項

- (ア) 基本協定書において、指定管理者の指定手続き条例第8条第2項第2号及び名寄市ピヤシリスキー場条例施行規則第7条に定められている事業計画に関する事項を定めた条項が存在しなかった。
- (イ) 基本協定書には区分経理、区分口座に関する条項は存在しなかった。本指定管理業務の経理について、他の会計と区分された会計処理となっていたことは確認できなかった。また、本指定管理業務にかかる指定管理料の振込先が他の会計と区分された口座とはなっていなかった。
- (ウ) 提出された資料による限りにおいて、索道事業に関する安全管理規定等が確認されなかった。
- (エ) 基本協定締結時において、名寄市ピヤシリスキー場条例第13条の規定による利用料金の市長承認に係る起案決裁書類が見当たらなかったため承認手続きについて確認できなかった。
- (オ) 研修施設の宿泊利用料、浴場利用料は、名寄市ピヤシリスキー場条例第5条第1項の規定により指定管理者が収納業務を行うこととされているが当該指定管理業務の収支決算に算入されていなかった。
- (カ) 名寄ピヤシリスキー場の指定管理に関する令和元年度の年度協定書（平成31年4月1日～平成32年3月31日）第3条（委託費の支払い）第1項において定めている支払の方法と支払金額について、12月に支払うものとしている3期分の委託

料 16,670,000 円を指定管理者からの概算払い請求により市は施設の管理運営上必要と認め、業務完了後に額を確定し精算するものと条件を付して 6 月に概算払を行っていた。このような取扱いを行うことは、年度協定書第 5 条に基づいて決定されるべきことと考えられるが、具体的な協議が行われた協議内容に関する協議書等は確認されなかった。

- (キ) 基本協定書第 19 条において権利譲渡が禁止されているにも関わらず、令和元年度指定管理料の一部 16,000,000 円が債権譲渡され、市は債権者不確知の理由により当該指定管理料を旭川地方法務局名寄支局に供託したことを確認した。

イ 監査結果

【検討】

- (ア) 基本協定書の見直しを行い名寄市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き条例第 8 条第 2 項第 2 号の規定を反映するよう事業計画に関する事項について定めるよう検討されたい。
- (イ) 本指定管理業務の経理について、株式会社名寄振興公社が受託等している他の業務・事業の会計と区分した会計処理を行うよう指導されたい。
- (ウ) 事業計画書、事業報告書及び業務報告書の提出の際には、索道事業について鉄道事業法による安全運行、安全管理等の計画及び実績について報告をさせるよう検討されたい。
- (エ) 指定管理者に対して、利用料金の承認手続き及び利用料金収納業務について適宜、指導・報告を求めるなど適切な取扱いに留意されたい。

【注意】

指定管理料については年度ごとの金額、支払方法や支払時期などは年度協定書において定められており、その条件等の変更を行おうとする場合、年度協定書に定められている「疑義等の決定」に係る条項に基づき協定事項を変更する協定を締結するなど適切な対応をすることが求められるものとする。

②なよろ健康の森

ア 把握した事項

- (ア) 管理運営業務月間報告書及び年間報告書において、利用料金の減免に係る報告がなされていなかった。
- (イ) なよろ健康の森の指定管理に関する令和元年度の年度協定書（平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）第 3 条（支払いの方法）第 1 項において定めている支払の方法と支払金額について、12 月に支払うものとしている 10 月～12 月期分の委託料の一部 69,000 円と 1 月に支払うものとしている 1 月～3 月期分の委託料 5,400,000 円を指定管理者からの概算払い請求により市は施設の管理運営上必要と認め、業務完了後に額を確定し精算するものと条件を付して 6 月に概算払を行っていた。このような取扱いを行うことは、年度協定書第 4 条に基づいて決定されるべきことと考えられるが、具体的な協議が行われた協議内容に関する協議書等は確認されなかった。
- (ウ) 基本協定書第 41 条において権利譲渡が禁止されているにも関わらず、令和元年度の指定管理料の一部 20,021,000 円が債権譲渡され、市は債権者不確知の理由により当該指定管理料を旭川地方法務局名寄支局に供託したことを確認した。

イ 監査結果

【検討】

管理運営業務に係る月間報告書及び年間報告書において、利用状況の内容と対応

して利用料金の収納状況及び減免状況について適切に報告するよう指導されたい。

【注意】

指定管理料については年度ごとの金額、支払方法や支払時期などは年度協定書において定められており、その条件等の変更を行おうとする場合、年度協定書に定められている「疑義等の決定」に係る条項に基づき協定事項を変更する協定を締結するなど適切な対応をすることが求められるものとする。

③名寄公園パークゴルフ場

ア 把握した事項

- (ア) 基本協定書締結後、名寄市都市公園条例第13条第1項第3号の規定による指定管理者からの利用料金承認申請、市長の承認による利用料金決定に係る起案決裁書等が見当たらなかった。
- (イ) 施設管理に関する経費の算定は、年度協定書第3条により事業計画書、収支計画書、業務仕様書等により定められていた。また、事業計画書、収支計画書は毎年度2月末までに提出されていた。しかし、平成31年度において基本協定書第13条第1項の規定による市の承認がなされていなかった。
- (ウ) 令和元年度の指定管理料の支払いについて、年度協定書第5条中「表-1」により「1期から3期」に分割して支払うこと及び指定管理者の請求に基づいて支払うことが定められており、支払時期については明確に定められてはいないものの当該年度支払い分の指定管理料を指定管理者からの請求に応じ「一括概算払い」とし、業務完了後に精算をするという条件を付して3,511,000円を支払っていた。このような取扱いをすることは、基本協定書第40条及び令和元年度年度協定書第6条（疑義の決定）に基づいて決定されるべきことと考えられるが、具体的な協議結果に関する協議書等は確認できなかった。
- (エ) 利用料金収入の内訳は券種ごとに報告されていた。しかし、減免状況に関する報告はなされていなかった。また、改定後の基本協定書第23条の条文中「原則として利用料金の全部を免除する」とあるが、名寄市都市公園条例第17条及び同条例施行規則第7条の規定と整合していない。

イ 監査結果

【検討】

- (ア) 基本協定書第13条及び第14条の規定による事業計画、収支計画、定期報告について適切に実施されるよう指導されたい。
- (イ) 指定管理者に対して、利用料金の承認手続き及び利用料金収納業務について適宜、指導・報告を求めるなど適切な取扱いに留意されたい。

【注意】

指定管理料については年度ごとの金額、支払方法や支払時期などは年度協定書において定められており、その条件等の変更を行おうとする場合、年度協定書に定められている「疑義等の決定」に係る条項に基づき協定事項を変更する協定を締結するなど適切な対応をすることが求められるものとする。

④体育センターピヤシリ・フォレスト、名寄市ピヤシリシャンツェ

ア 把握した事項

- (ア) 指定管理者の指定の手続きについて、候補者である株式会社名寄振興公社が提出した申請書において、名寄市ピヤシリシャンツェに係る施設管理方針に鉄道事業法（索道事業）による安全運行管理及び有資格者等の人員配置に関する記載が不足し

ていた。

- (イ) 指定管理者の指定の手続きについて、候補者である株式会社名寄振興公社が申請した事業計画書に添付されている「安全対策マニュアル」は、名寄ピヤシリスキー場、なよろ温泉サンピラー、体育センターピヤシリ・フォレスト、名寄市ピヤシリシャンツェの各施設を一括したものであって各施設ごとに定められたものではなかった。
- (ロ) 指定管理者の指定手続に関する事務について、教育委員会議の審議結果及び決定に関する決裁書類が存在しなかった。
- (エ) 地方自治法第244条の2第9項の規定により基本協定締結後に指定管理者は市に対して利用料金の承認を受けなければならないが、平成27年度及び平成30年度の基本協定締結後において承認行為の決裁等は確認されなかった。
- (ウ) 名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条第2項第2号の規定による事業計画書等の提出について、基本協定書には協定項目として存在していなかった。また、同条同項第4号及び第9条の規定による業務報告について基本協定書には協定項目として存在していなかった。
- (カ) 平成30年度指定管理業務事業報告書の下半期利用者人数状況表では、団体の利用状況が記載されていなかった。また、高齢者（65歳以上）の利用状況が記載されていなかった。暖房料の徴収状況が不明であった。
- (キ) 件名「体育センターピヤシリ・フォレスト及び名寄市ピヤシリシャンツェ指定管理に係る指定管理料の支払方法及び支払時期の変更について」（令和元年6月10日起案令和元年6月11日決裁）の起案決裁書について、株式会社名寄振興公社からの変更後の請求書が添付されていなかった。また、変更前と変更後の措置内容が具体的に記載されていなかった。変更後において支払う金額が明示されていなかった。基本協定書第20条及び令和元年度年度協定書第5条（疑義等の決定）に基づく変更であることの根拠条項が明示されていなかった。変更することの根拠となった請求書、市教委と株式会社名寄振興公社との協議結果の記載又は資料が添付されていなかった。
- (ク) 基本協定書第18条において権利譲渡が禁止されているにも関わらず令和元年度の指定管理料の一部9,780,000円が債権譲渡され、市は債権者不確知の理由により当該指定管理料を旭川地方法務局名寄支局に供託したことを確認した。
- (ケ) 本指定管理事業に係る収支会計経理は、管理経費に係る収支状況報告書により株式会社名寄振興公社が受託等している他の業務・事業の会計と区分した会計処理がなされていたが、指定管理料の振込先は本指定管理事業のみに使用している口座ではなく、他の事業の口座としても使用されていたことが確認された。

イ 監査結果

【検討】

- (ア) 指定管理者の指定の手続き及び指定後の基本協定・年度協定の締結に際しては、教育委員会議における審議結果等について明示されるよう留意されたい。また、施設の指定管理に係る管理指針や管理体制等についての確認を徹底されたい。
- (イ) 指定管理者に対して利用料金の承認手続き及び利用料金収納業務について、適宜、指導・報告を求めるなど適切な取扱いに留意されたい。
- (ウ) 条例により定められている事業計画書、業務報告について、適宜、基本協定書・年度協定書の見直しを行い適切な対応を図られたい。

【注意】

指定管理料については年度ごとの金額、支払方法や支払時期などは年度協定書において定められており、その条件等の変更を行おうとする場合、年度協定書に定められている「疑義等の決定」に係る条項に基づき協定事項を変更する協定を締結するなど適切な対応をすることが求められるものとする。

(2) 管理業務委託に係る監査

①ふうれん望湖台自然公園

ア 把握した事項

- (ア) 名寄市公金収納事務委託取扱要綱が平成28年11月4日施行となった。公金収納事務の委託は名寄市会計規則第40条の規定により、この要綱に則って取扱うこととされている。平成28年度の管理業務委託契約書第10条では「ふうれん望湖台自然公園使用料等徴収事務要領」、平成29年度、平成30年度、平成31年度の管理業務委託契約書第10条において「名寄市公金収納事務委託に関する仕様書（ふうれん望湖台自然公園用）」により収納事務を行うこととされていた。しかし、提出された資料では会計規則第40条第1項に定められている「公金収納事務委託契約書」は確認できなかった。
- (イ) 委託業務の履行確認は業務日誌を提出させて確認を行っていた。しかし、認定書がないものや平成30年度、平成31年度（令和元年度）のコテージ、キャンプ場施設雪下ろし作業の管理業務報告書は確認できなかった。
- (ウ) 使用料の納入状況に関する報告がなされていなかった。また、使用料が納入されているにも関わらず認定書では実績なしとなっていたものが散見された。
- (エ) 委託料の支出について、令和元年度委託料の第2期分、第3期分の支払いについて起案決裁書には支払時期、支払方法を変更することとした理由及び契約書第15条の規定に基づく協議結果に関する記載がなかった。また、契約内容の一部変更に係る協議書の添付がなかった。

イ 監査結果

【注意】

- (ア) 委託業務の履行確認は、報告書様式の見直しなどを行い適切な報告と履行確認を実施するよう検討されたい。
- (イ) 委託料については年度ごとの金額、支払方法や支払時期などは業務委託契約書において定められており、その条件等の変更を行おうとする場合、同契約書第15条に定められている「疑義等の決定」に係る条項に基づき契約事項を変更する契約を締結するなど適切な対応をすることが求められるものとする。

②ピヤシリ観光レクリエーション地区

ア 把握した事項

- (ア) ピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託契約書では、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度のそれぞれの年度における委託期間について、平成28年度は平成28年6月1日～平成29年3月31日、平成29年度は平成29年6月9日～平成30年3月31日、平成30年度は平成30年6月8日～平成31年3月31日、令和元年度は令和元年5月14日～令和元年3月31日となっていた。委託期間の終期は3月31日と一致しているが、始期が一致していなかった。各年度において、4月1日から委託初日までに期間の管理業務に途切れが生じていた疑義がある。また、令和元年度の委託期間は終期が誤っていた。

- (イ) 委託料の請求・支払いについて令和元年度委託契約書では支払回数を3回、支払月を6月、9月、12月としていたが、令和元年6月14日に全額一括支払いされていた。
- (ウ) 令和元年度の委託料を通常払いから概算払いとする起案決裁書には、委託契約書第6条の規定による協議結果に関する記載がなかった。また、委託業務完了後の精算に係る書類等が見当たらなかった
- (エ) 委託契約書に付随しているピヤシリ観光レクリエーション地区管理業務委託要領により委託業務の範囲及び対象物、委託業務内訳などが定められていたが、委託業務の範囲及び対象物の特定について具体性に欠けていた。

イ 監査結果

【検討】

委託契約の期間、委託業務の範囲及び対象物、委託業務内訳などについて精査を行い、適切な管理業務となるよう検討されたい。

【注意】

委託料については年度ごとの金額、支払方法や支払時期などは業務委託契約書において定められており、その条件等の変更を行おうとする場合、同契約書第6条に定められている「協議事項」に基づき契約事項を変更する契約を締結するなど適切な対応をすることが求められるものとする。

※公金収納事務委託を伴う管理業務委託契約における使用料等徴収事務に係る事項

【注意】

公金収納事務委託を伴う管理業務委託における使用料等の徴収事務については、名寄市会計規則第40条の規定並びに名寄市公金収納事務委託取扱要綱の定めるところにより取り扱われるよう検討されたい。

(3) 補助事業に係る監査

①名寄日進地区利用促進事業補助金

●補助事業の概要

本事業の概要は「日進ピヤシリ線バス」のバス路線において運賃の無料化区間を設定し、その区間内における無料化となった運賃の補填を株式会社名寄振興公社が行い、名寄市日進地区に所在する公共施設の利用促進と利用者の利便性向上を図ろうとするものである。名寄市は事業主体である株式会社名寄振興公社に対して本事業費の一部又は全部を補助していた。

ア 把握した事項

- (ア) 本事業は平成29年度から開始されているが、名寄市補助金等交付規則（平成18年3月27日規則第54号）により申請させ交付決定していた。しかし、本事業に係る補助金交付要綱等が制定されていないため、補助金の交付目的や対象とする事業内容などが具体的に明示されていなかった。
- (イ) 運行事業者（名士バス）から補助事業者に対する各月ごとの請求書が実績報告書に添付されていたが、補助事業者から運行事業者（名士バス）へ支払いを済ませたことが確認できる領収証等は添付されていなかった。
- (ウ) 令和元年12月20日付「令和元年度名寄日進地区利用促進事業補助金の変更決定について」の起案決裁書中「14 変更理由」として株式会社名寄振興公社の経営改善計画に基づき市と名寄振興公社の従前からの費用負担割合を市が全額負担することに変更したとの記載があった。このことは、「株式会社名寄振興公社経営改善

計画に対する市の考え方(令和元年8月29日)」に記載のある「2.経費節減策 支援策③」において市が全額負担するとの記載があり変更理由を確認することができた。しかし、当初から本事業に係る負担割合等を定めた補助金交付要綱等が存在しないため、費用負担割合の根拠が不明確であった。

- (エ) 実績報告書では「日進ピヤシリ線」の平成29年度(事業開始1年目)無料化区間利用者数は13,803人、平成30年度(2年目)は13,623人、令和元年度(3年目)利用者数は12,794人であり、路線全体の利用者数は横ばいとなっていた。また、提出された資料では本事業の効果に係る分析・評価・検証等に関する書類等は見当たらなかった。

イ 監査結果

【検討】

- (ア) 本事業に係る補助金の交付目的や対象とする制度内容などが明示されていないため、補助金交付申請時における事業計画書・収支予算書等の交付事務審査が不十分であったことから、より適切な制度設計について検討されたい。

むすび

今般実施した随時監査は、冒頭の選定理由に述べているとおり株式会社名寄振興公社において令和元年度に発覚した指定管理料の第三者への債権譲渡及び同公社の累積赤字に伴う再精査による決算の修正などの一連の事案を契機としている。先般の定期監査においては、当市における指定管理者の指定制度に係る事務を監査対象とし、その際の指摘事項等は指定管理者による公の施設の管理運営を所管している各部局に対して周知されるよう依頼してきたところでもある。

この監査は各論に進んだものともいえるものであるが、定期監査において述べているとおり単に行政事務の不備等を指摘することを主眼としているのではなく、これを機会として捉え、リスクに気づき、リスク負担の軽減を図り、適切な行政事務が推進されるよう関係者の意識の向上と事務の改善が図られることを願うものである。